

前橋市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の制定について（議案第122号）

スポーツ課

1 制定の理由

第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会（国スポ等）の開催に要する経費の財源に充てるため、前橋市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金を設置する。

2 主な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、国スポ等の開催のための寄附金の全部又は一部及び一般会計の予算で定める額とする。
- (2) 基金は、国スポ等の開催に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

公布の日

4 有効期限

令和12年3月31日